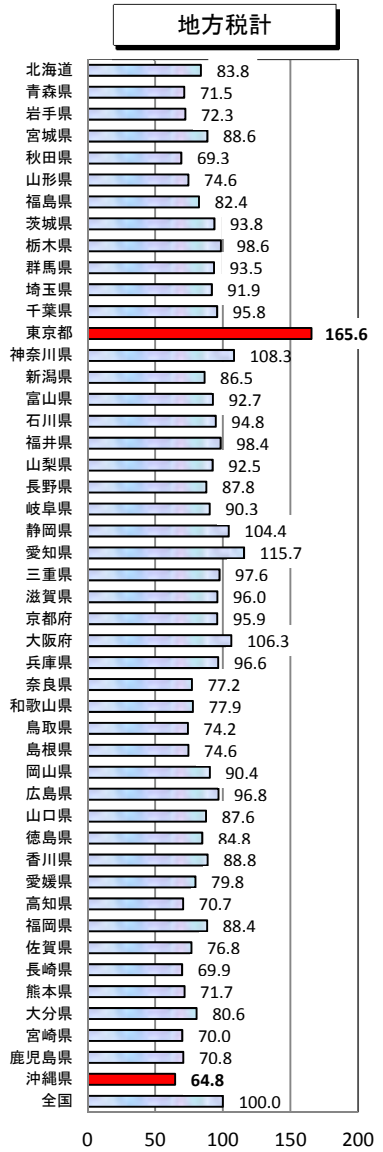


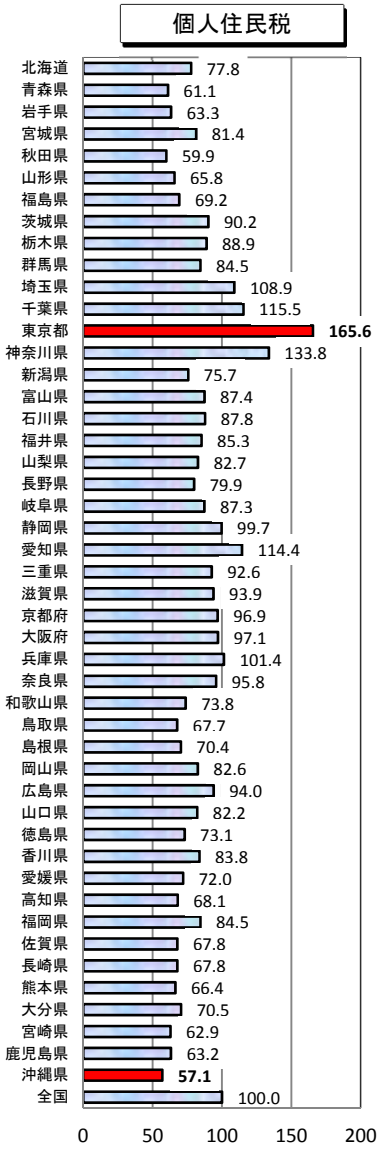
税源の偏在度について

地方税各税目の人口一人当たり税収額(平成22年度決算額)

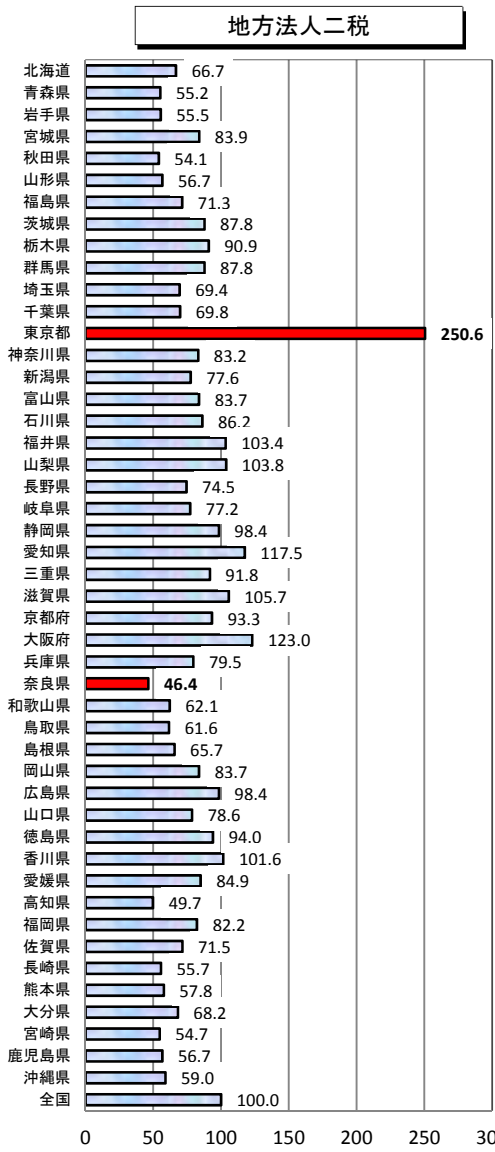
第2回検討会
事務局提出資料



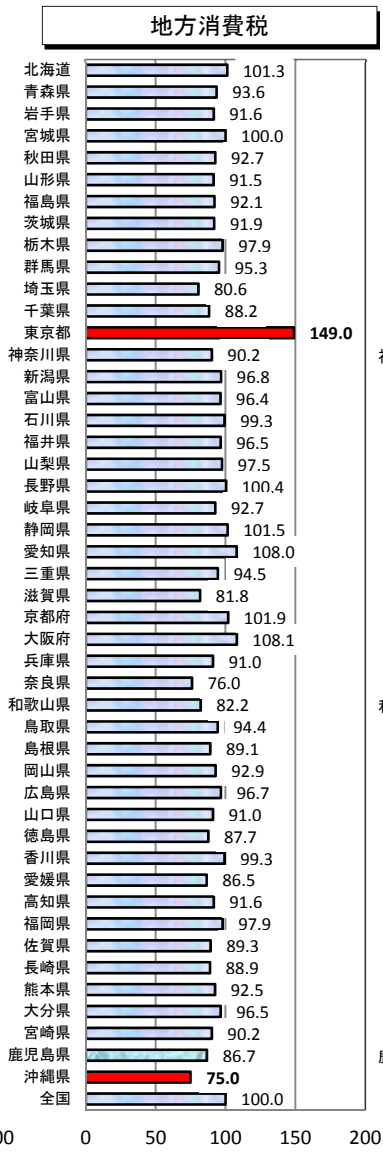
最大/最小: 2. 6倍
35. 2兆円



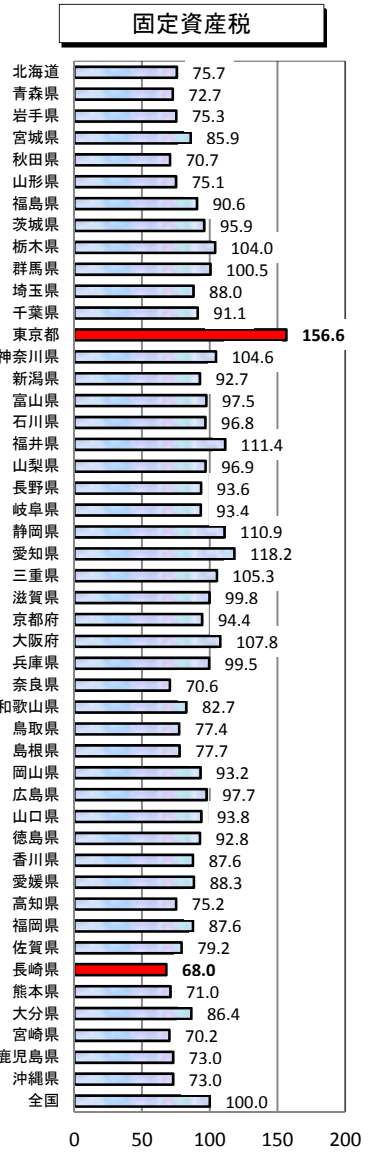
最大/最小: 2. 9倍
11. 3兆円



最大/最小: 5. 4倍
4. 6兆円



最大/最小: 2. 0倍
2. 6兆円



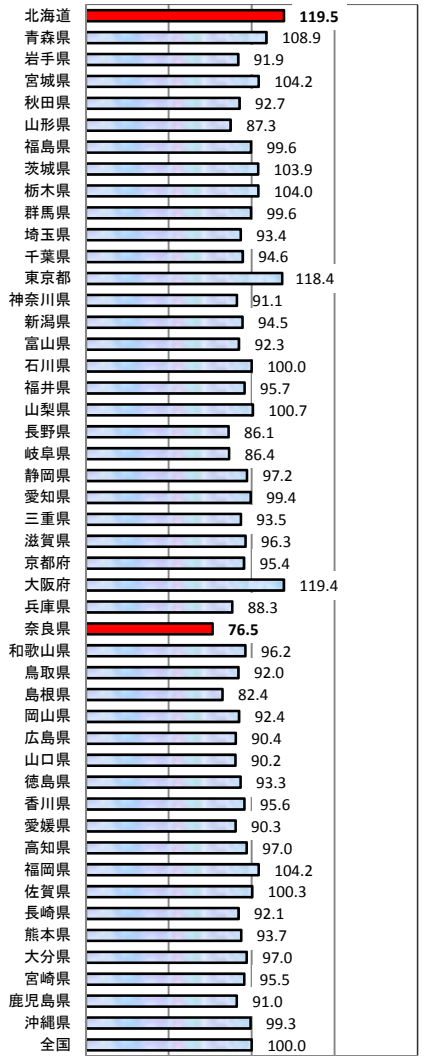
最大/最小: 2. 3倍
8. 9兆円

※ いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである
 ※ 地方税計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである
 ※ 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く
 ※ 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く
 ※ 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く
 ※ 「最大/最小」は、各都道府県の人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である
 ※ 人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による

地方税各税目の人口一人当たり税收額(平成22年度)

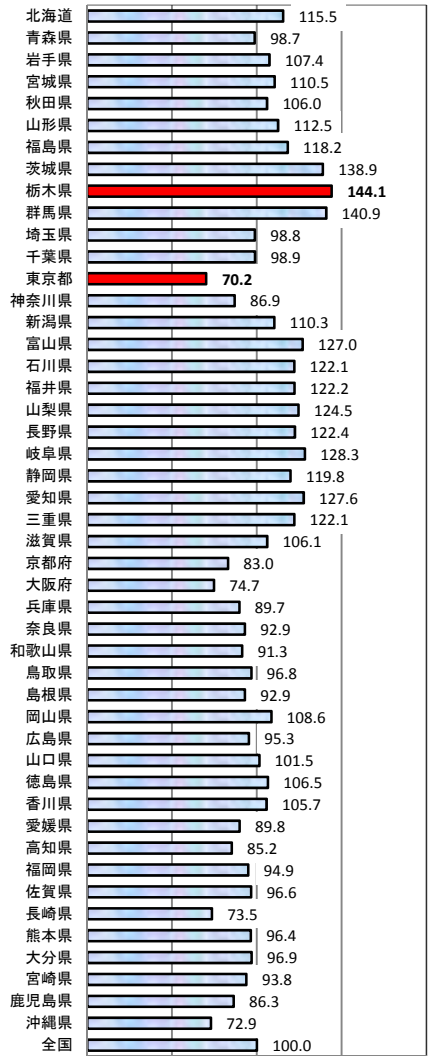
第2回検討会
事務局提出資料

地方たばこ税



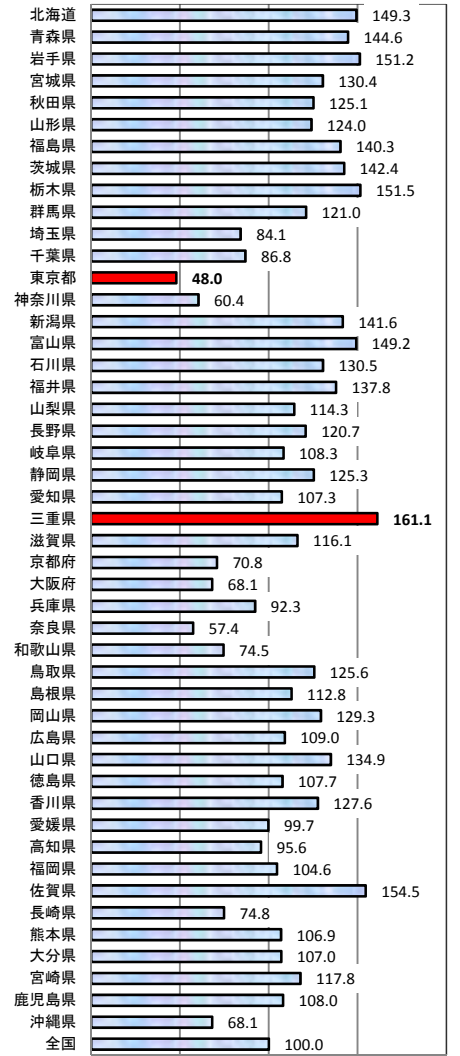
最大/最小: 1.6倍
1.0兆円

自動車税



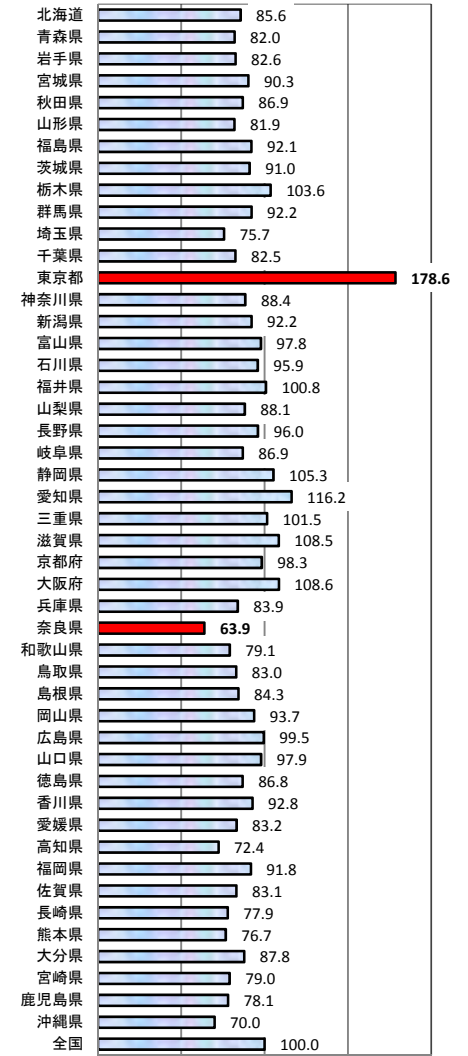
最大/最小: 2.1倍
1.6兆円

軽油引取税



最大/最小: 3.4倍
0.9兆円

(参考) 県内総生産(平成21年度)



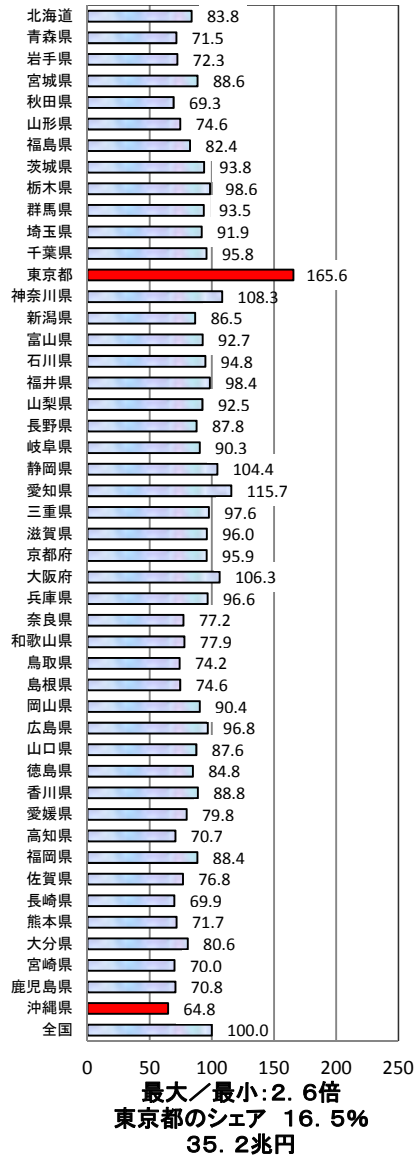
最大/最小: 2.8倍
483.2兆円

※ いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである
 ※ 地方たばこ税の税収額は、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額である
 ※ 自動車税の税収額は、超過課税分を除いた額である
 ※ 軽油引取税の税収額は、平成21年度改正前の目的税分を含む額である
 ※ 「最大/最小」は、各都道府県の人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である
 ※ 人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による
 ※ (参考)は平成21年度の人口一人当たりの県内総生産額である

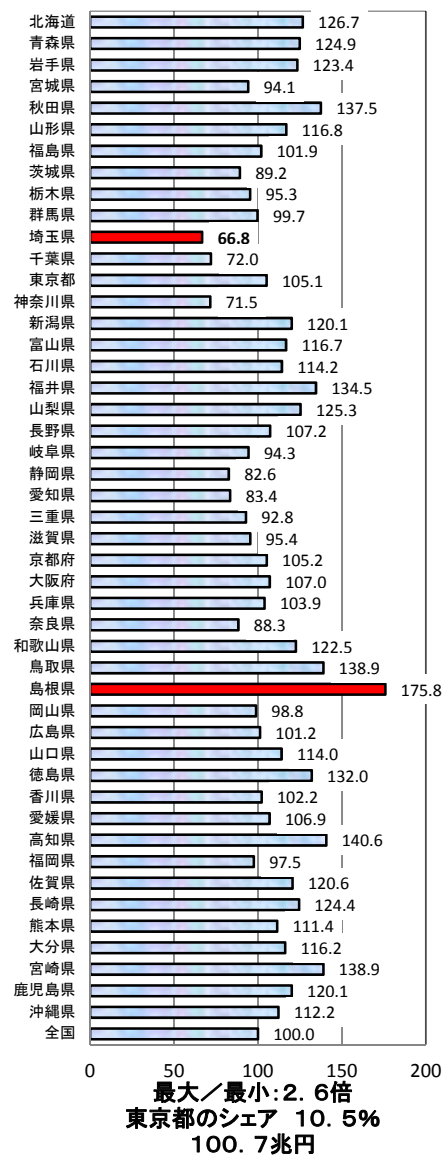
人口一人当たりの税収等（県・市町村分合計）（平成22年度）

第2回検討会
事務局提出資料

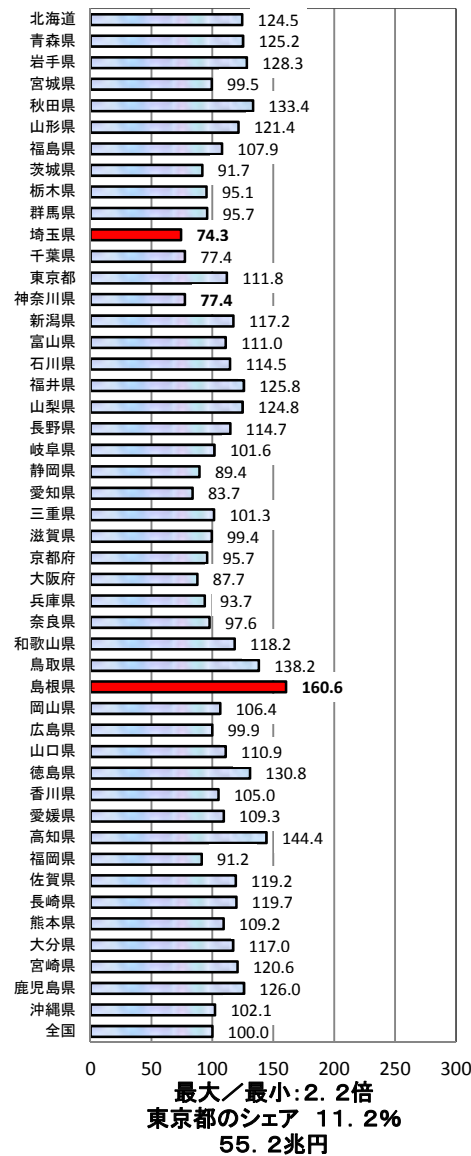
地方税計



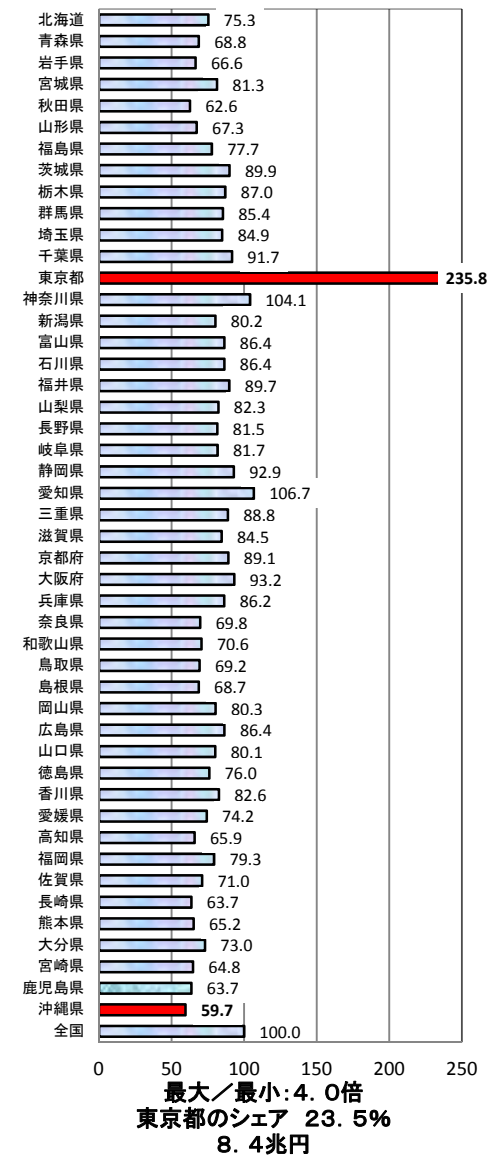
歳出総額



一般財源



留保財源+財源超過額



※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである

※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成22年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成22年度普通交付税算定における標準税収収入額の25%相当額に、財源超過団体について財源超過額を加算した数値である

※「一般財源」は、地方税（超過課税を除く）、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額

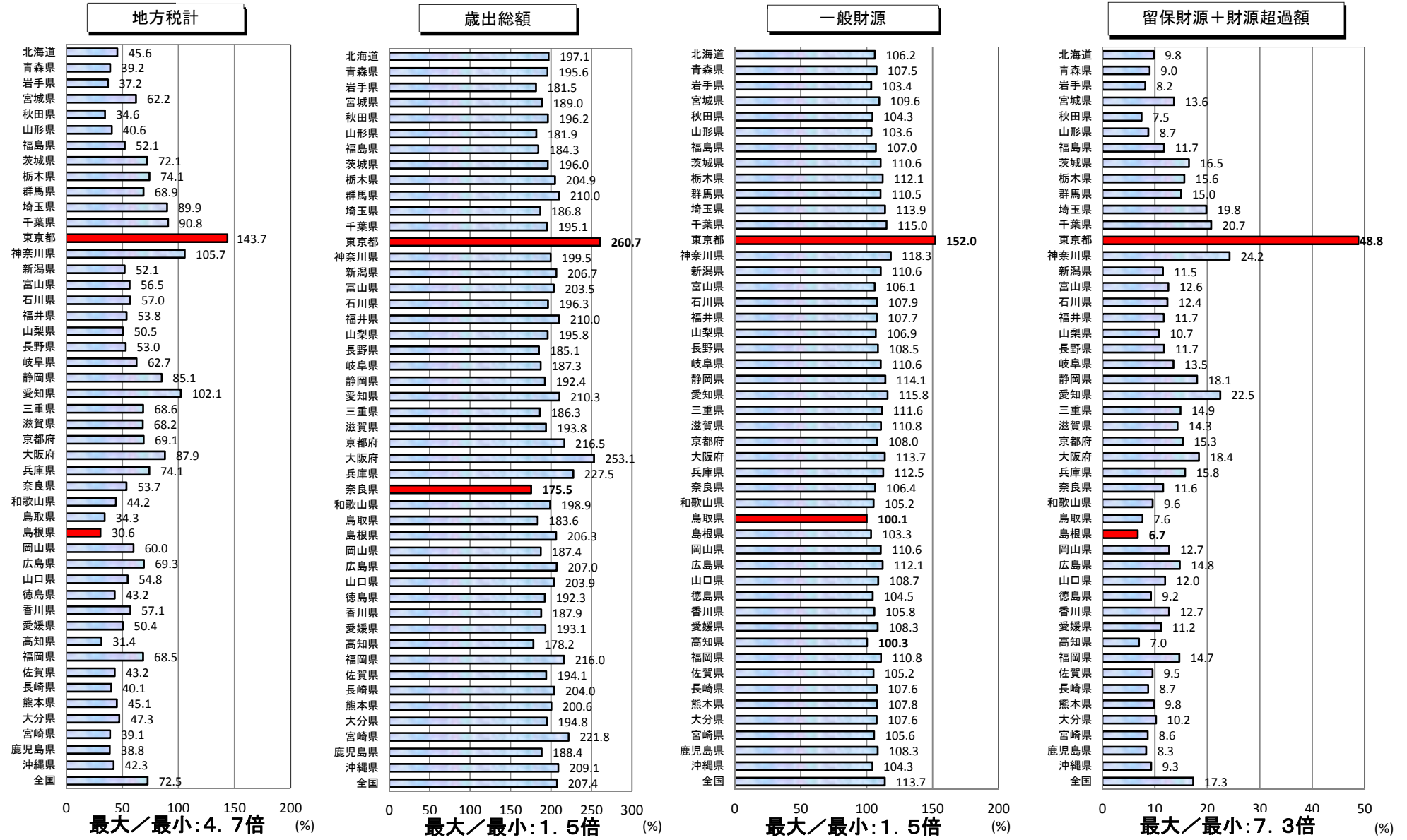
※「地方税計」は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである

※「最大/最小」は、各都道府県の人口一人当たり額の最大値を最小値で割った数値である

※人口は平成22年度末時点の住民基本台帳人口による

税收等(県・市町村分合計)の基準財政需要額に対する比率(平成22年度)

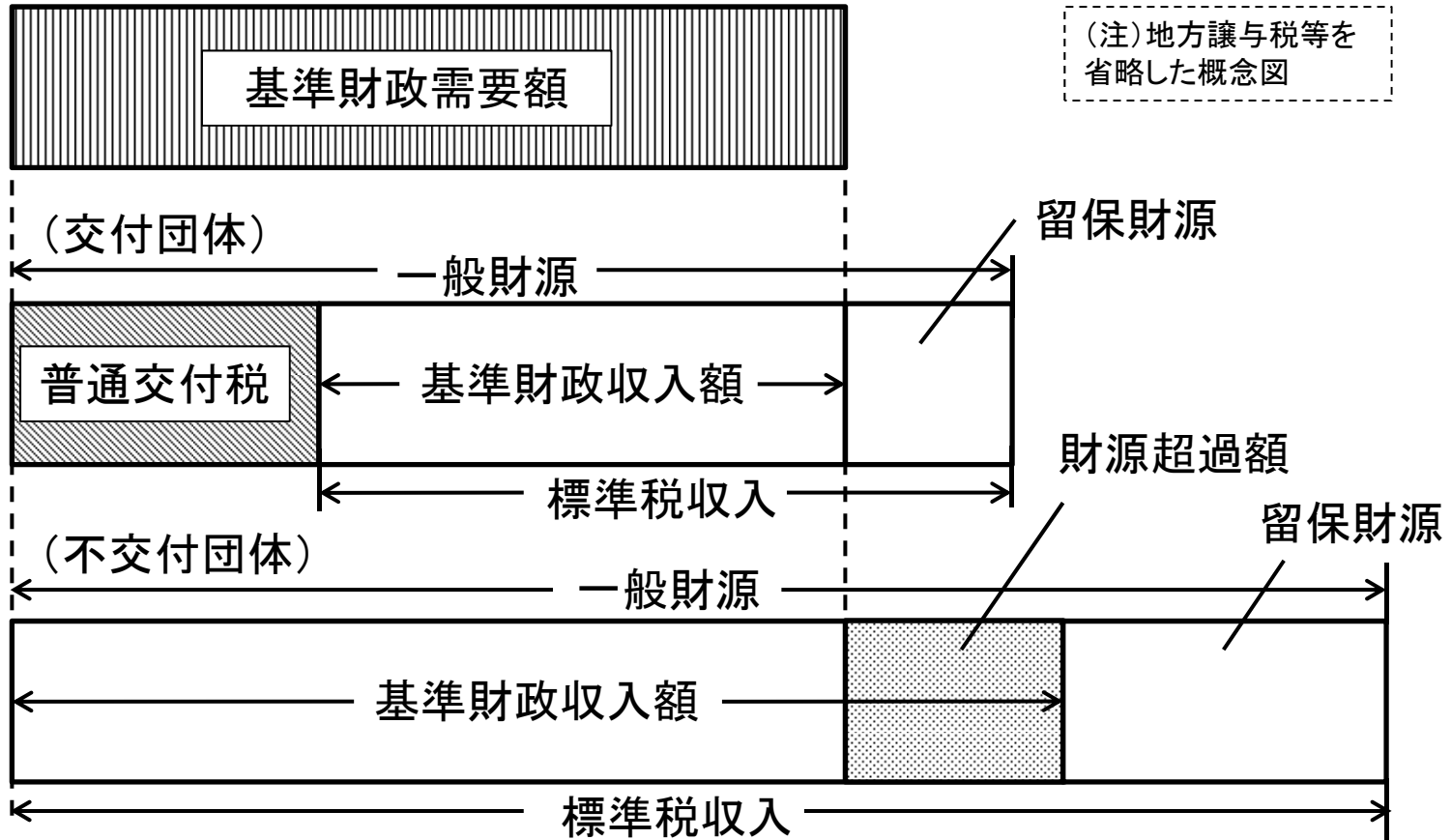
第2回検討会
事務局提出資料



※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額である
 ※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成22年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成22年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体について財源超過額を加算した数値である
 ※基準財政需要額及び臨時財政対策債発行可能額は、平成22年度再算定後の数値による
 ※「一般財源」は、地方税(超過課税を除く)、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額
 ※「地方税計」は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである
 ※「最大/最小」は、各都道府県ごとの基準財政需要額及び臨時財政対策債発行可能額に対する各数値の割合の最大値を最小値で割った数値である

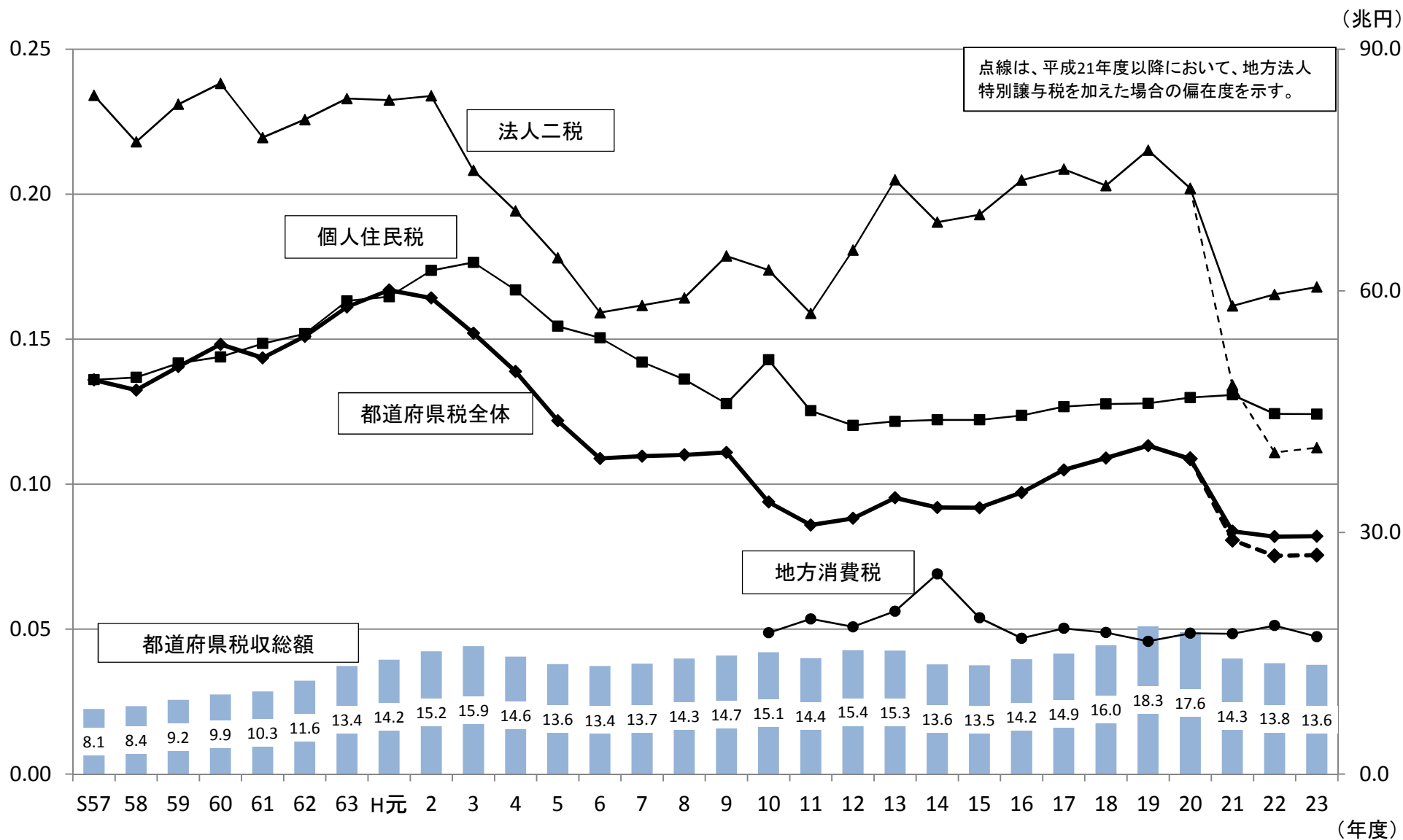
(説明)

1 「一般財源」、「留保財源」、「財源超過額」、「基準財政需要額」等について



- 2 「地方税計」には地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外税の額を除く
- 3 「歳出総額」は一般財源のほか国庫補助金、地方債等を財源とするものを含めた、地方団体が行政サービスの提供等に要したすべての経費（基準財政需要財政額より大きくなる）
- 4 「一般財源」は用途が特定されず、地方団体がどのような経費にも使用できる財源であり、地方税（超過課税を除く）、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の総額
- 5 人口1人当たりの税収額の指数は、各都道府県の地方税収額（市町村分を含む。以下同じ）を人口で除して「各都道府県の人口1人当たりの税収額」を、全国計の地方税収額を全国の人口で除して「全国の人口1人当たりの税収額」を算出し、前者を後者で除して100倍したもの

都道府県税の偏在度(ジニ係数)の推移



※1 ジニ係数は、人口1人当たり税収額を基に次の算式により算出。 $\text{ジニ係数} = [\text{共分散} \times 2] / [\text{都道府県数} \times \text{平均値}]$

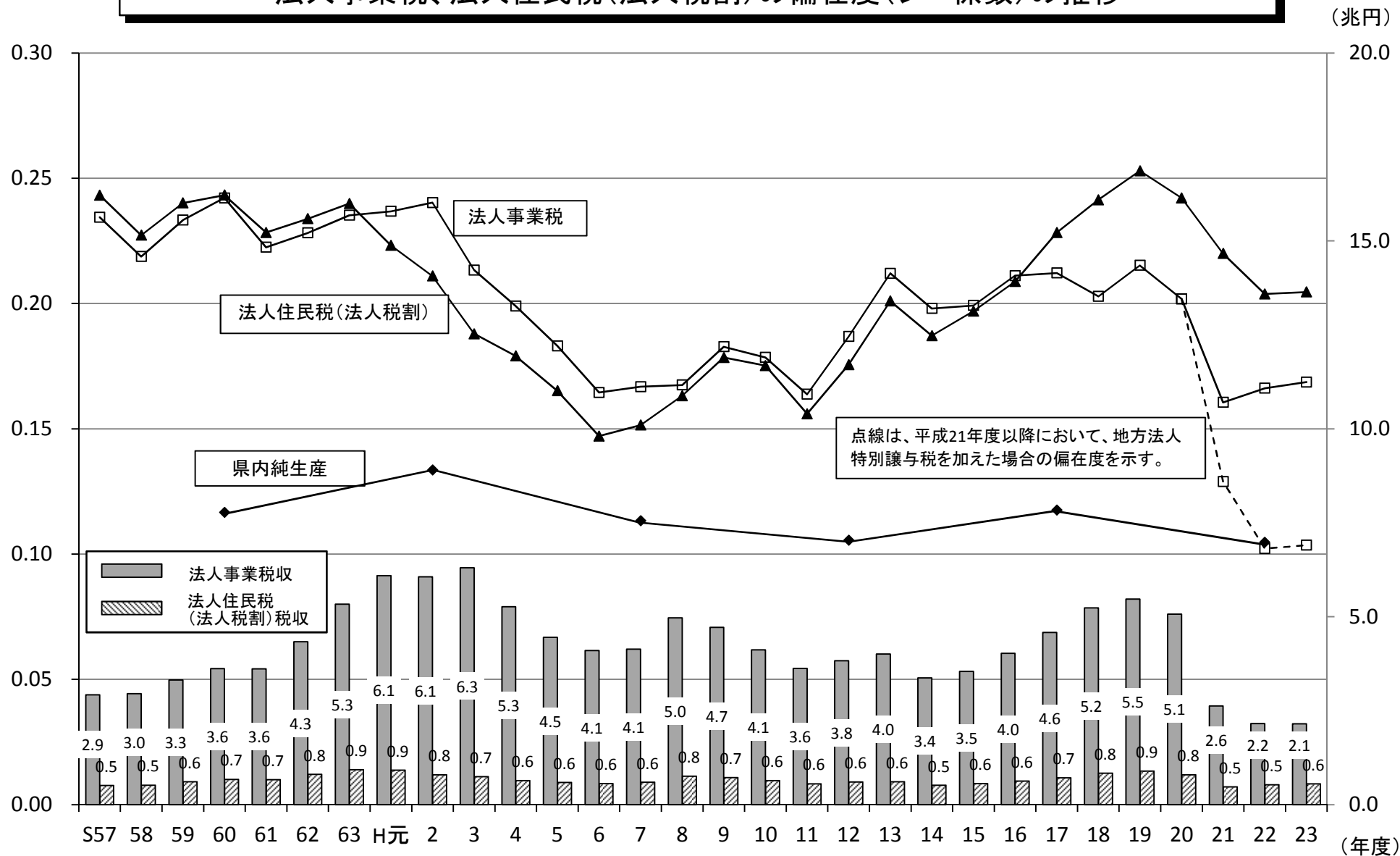
※2 税収は各年度の決算値であり、法定外税、旧法による税及び超過課税分を含まない。

なお、「法人二税」及び「都道府県税全体」は、東京都が徴収する特別区分の法人住民税を含まない。

また、「地方消費税」は平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。

※3 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。

法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(ジニ係数)の推移



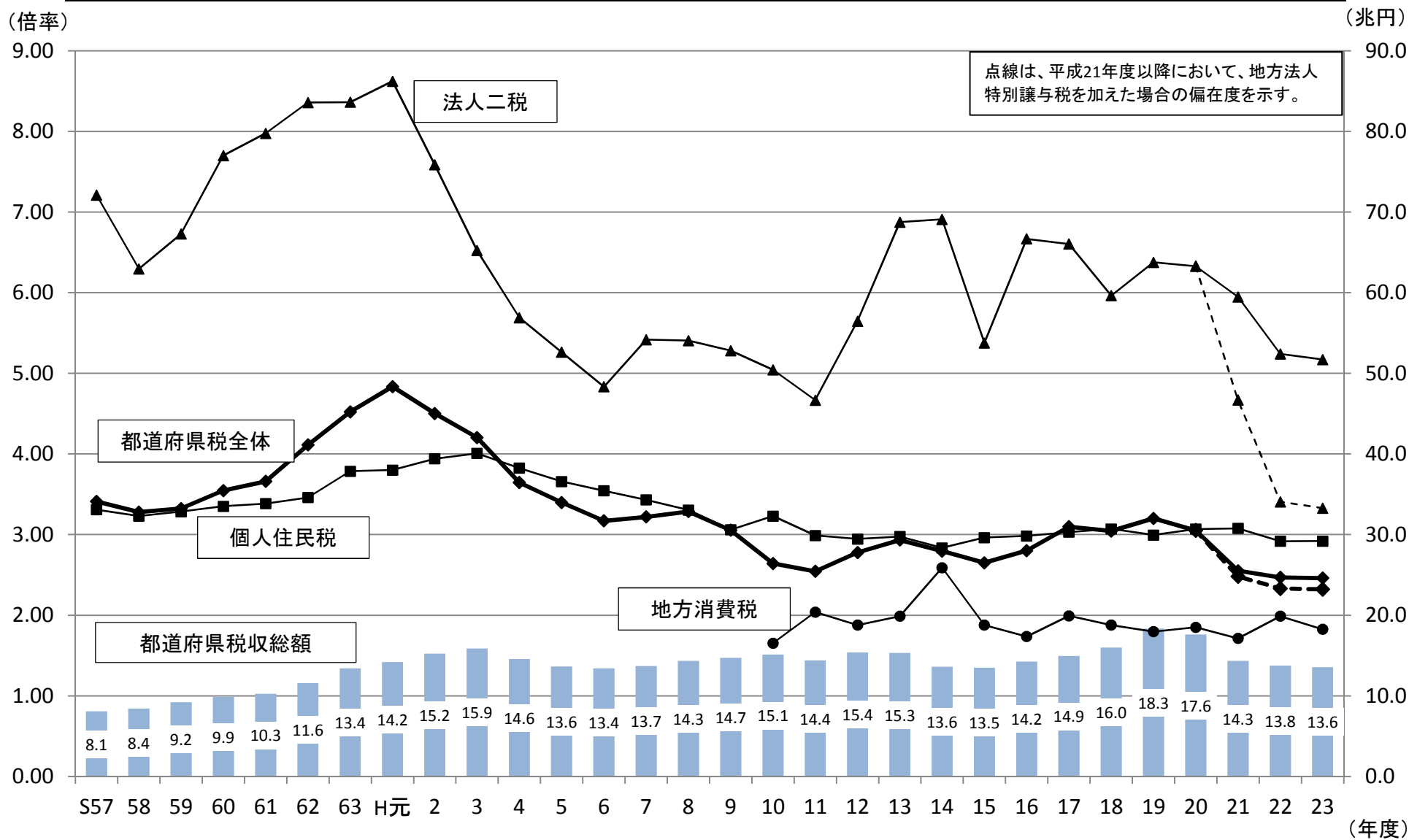
※1 ジニ係数は、人口1人当たり税収額を基に次の算式により算出。 $ジニ係数 = [共分散 \times 2] / [都道府県数 \times 平均値]$

※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のものの県内要素所得を基に算出。

※4 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。

都道府県税の偏在度(最大/最小)の推移



※1 最大/最小は、人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割って算出。

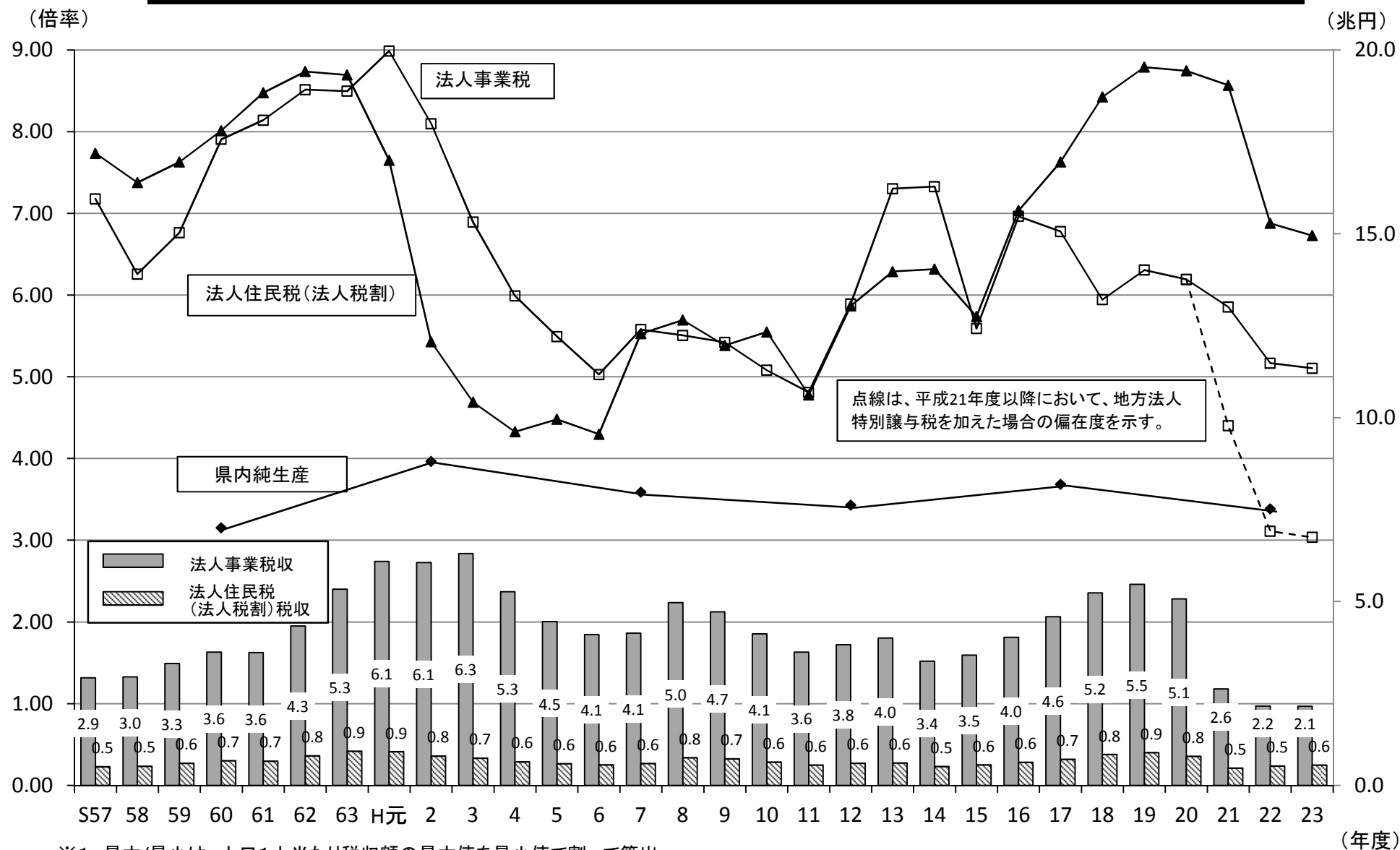
※2 税収は各年度の決算値であり、法定外税、旧法による税及び超過課税分を含まない。

なお、「法人二税」及び「都道府県税全体」は、東京都が徴収する特別区分の法人住民税を含まない。

また、「地方消費税」は平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。

※3 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。

法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(最大/最小)の推移



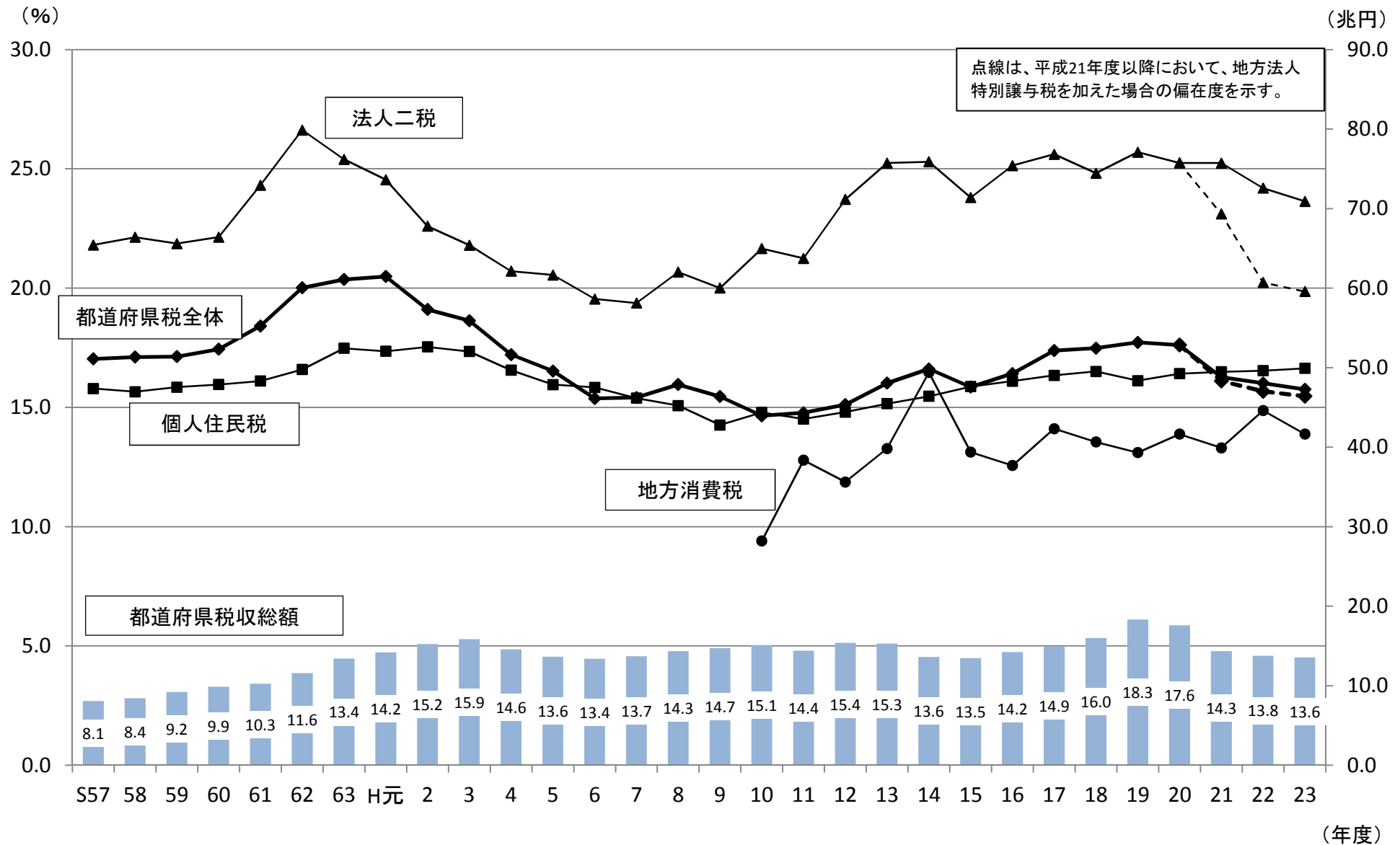
※1 最大/最小は、人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割って算出。

※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のもの)の県内要素所得を基に算出。

※4 人口は各年度末の住民基本台帳人口による。

都道府県税の偏在度(東京都シェア)の推移



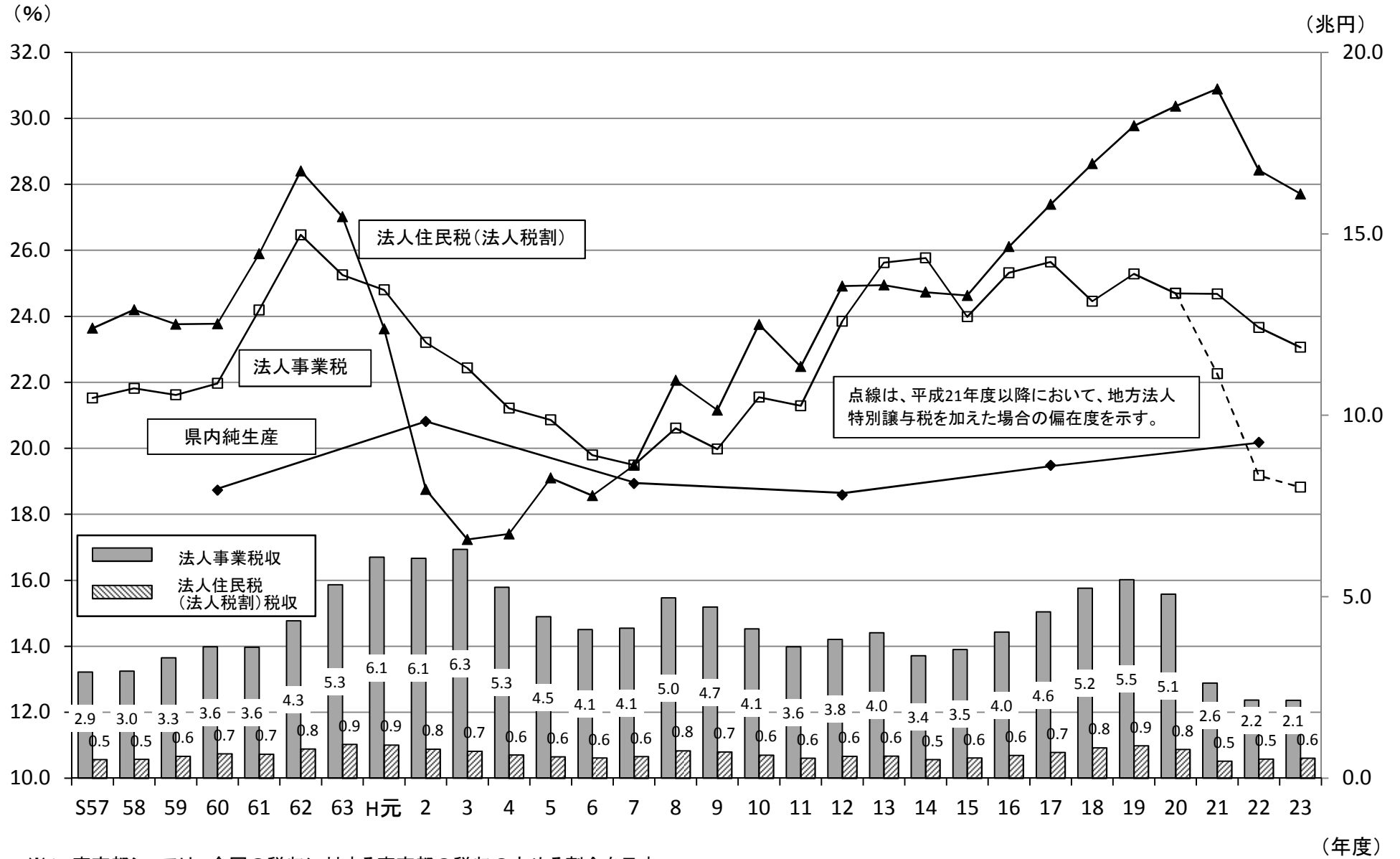
※1 東京都シェアは、全国の税収に対する東京都の税収の占める割合を示す。

※2 税収は各年度の決算値であり、法定外税、旧法による税及び超過課税分を含まない。

なお、「法人二税」及び「都道府県税全体」は、東京都が徴収する特別区分の法人住民税を含まない。

また、「地方消費税」は、平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。

法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(東京都シェア)の推移



※1 東京都シェアは、全国の税収に対する東京都の税収の占める割合を示す。

※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」(「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のもの)の県内要素所得を基に算出。

都道府県税収の偏在度の変化

		ジニ係数		最大/最小		東京都シェア		
実績	平成17年度	0.105		3.10 倍		17.4%		
	平成19年度	0.113		3.20 倍		17.7%		
	平成23年度	税収に地方法人特別税・譲与税を含まない場合	0.082		2.46 倍		15.8%	
		税収に地方法人特別譲与税を加算した場合	0.075		2.32 倍		15.5%	
試算		平成23年度 決算	5年 平均	平成23年度 決算	5年 平均	平成23年度 決算	5年 平均	
	地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に復元した場合	0.089	0.107	2.60 倍	3.15 倍	16.5%	17.9%	
	さらに地方消費税率を2.2%に引き上げた場合	0.079	0.094	2.45 倍	2.89 倍	16.0%	17.3%	

※1:「ジニ係数」及び「最大/最小」は人口1人当たり税収額を基に算出し、また、「東京都シェア」は税収額を基に算出した。

※2:「実績」欄の数値は、各年度の決算値(法定外税、旧法による税及び超過課税分は含まない。以下同じ。)を基に算出した。

※3:「試算」欄の数値は、次の方法により試算した。

① 「平成23年度決算」欄の数値は、平成23年度の決算値を基に試算した。

② 「5年平均」欄の数値は、平成19～23年度の決算値の平均を基に試算した。その際、地方法人特別税・譲与税導入前及び平年度化前の平成19～21年度については、各年度の法人事業税収額(平成20、21年度においては地方法人特別税収額を加えたもの)を税率比により按分して地方法人特別税額を推計した上で、譲与基準(平成22年国勢調査人口及び平成21年経済センサス従業者数)により各都道府県に対する地方法人特別譲与税額を推計し、試算した。

※4: 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。なお、「試算」においては、平成23年度末の住民基本台帳人口を用いた。

税源の偏在とは ③

○ 暫定措置を撤廃・復元しても、偏在は拡大しない。

※地方法人特別税撤廃・復元及び地方消費税率引上げによる一人当たり税収の変化

(23年度都道府県税決算見込額調べ(地方行財政調査会)等に基づき東京都が試算)

	現行	暫定措置 撤廃・復元	地方消費税率 引上げ
最大(東京都)	173,897円	202,679円	236,126円
最小(沖縄県)	69,461円	76,515円	94,874円
倍率	2.50倍	2.65倍	2.49倍

倍率は、ほぼ変わらず。
暫定措置を撤廃・復元しても、偏在は拡大しない。

(参考)変動係数の比較

変動係数	0.16	0.18	0.16
------	------	------	------

地方消費税引上げに伴う都道府県の歳入・歳出についての試算

不交付団体		交付団体	
歳入(A)	<p>地方消費税増加額 (1.2%分)</p> <p><u>2, 100億円</u></p> <p>※地方消費税引上げ時点(平成26年度)で臨時財政対策債は発行していない。</p>	歳入(A')	<p>地方消費税増加額 (1.2%分)</p> <p>1兆3, 100億円 ①</p> <hr/> <p>臨時財政対策債の減少</p> <p>△5, 300億円 ②</p> <hr/> <p>① + ② = <u>7, 800億円</u></p>
歳出(B)	<p>社会保障関係費の増加額</p> <p><u>900億円</u></p>	歳出(B')	<p>社会保障関係費の増加額</p> <p><u>7, 800億円</u></p>
(A) - (B) = 1, 200億円		(A') - (B') = 0	

※上記②の減少に加え、地方交付税原資の増加に応じて臨時財政対策債が減少

社会保障関係費の増加額は、社会保障4経費における地方の負担割合等に基づき、都道府県の歳出増加総額を消費税率に換算して0.34%程度になると推計した上で、人口により交付・不交付団体に比例あん分した。